

労安法を進める会の取り組み（第3期）

2002年3月12日	市教委交渉
衛生推進者—講習会約10人予算化。各学校希望制。職場環境の意見を聞く。情報提供。 衛生委員会—本庁に入っていた所は離れていても作る。学校も付属的に見ていかなければならない。（交渉後—市教委の内にも独立した衛生委員会が必要。学校もぶら下がり施設としてそこへ入っていく。）	
24日	第1回労安法を進める会
2002年7月3日	ローベンス研究会発足
地方公務員法46条の規定に基づき、次のとおり措置を要求します。 職場に労働安全衛生法の適用をお願いしたい。（市教委へ～、学校長へ） 職員の健康・安全面について、職場の意見を聞く機会をもつこと。 衛生推進者の選任をすること。… 医薬品 健康診断 虫の駆除 トイレ 男女別の休養室を設置すること。 長時間勤務を助長する対外行事の精選に努めること。… 早朝出勤	
30日	県・命と健康を守る対策委員会
2003年1月21日	人事委員会南越小来校→南越小衛生委員会準備会
30日	総務課課長との話し合い
校長会で労安法について「話してある。1学期中に校長会を分散して話し合う場を設ける」→ 医薬品「やっていない学校は個別に言ってほしい」 衛生推進者の講習会「予算化はしてある。値上がりしていたら10人欠けるぐらいか」管理職だけでなく、一般職員も→「わかった」 東越小、50人以上に「すぐに1校だけ委員会を作るというわけにはいかない」	
6月2日	総務課課長と話し合い
講習会—職員に言ってない、その日で打ち切り（教頭5、教諭4、養護1）→来年は組合に事前に 医薬品、指導する ブロックごと校長会 東越小問題→何らかの代替措置	
20日	長時間労働学習会 講師：弁護士
8月23・24日	単組教研 ビデオ初上映
28日	市教委交渉 「校長・教頭を除くと49人」（人事係長）
11月4日	東越小問題で市教委へ要望書提出
5日	人事係長陳謝「私の個人の意見で言ってしまった。」
市全体の衛生委員会の設立を認める	